個人所得課税

個人所得課税の改正では住宅ローン控除の見直しが主な内容になっています。

住宅ローン控除【見直し】---増税

適用期日等: 令和4年1月1日~令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合

●住宅ローン控除の見直しの概要

項目	内容				
控除率	ローン残高の0.7%(改正前:1%)				
延長期間	4年(令和7年末までに入居)				
控除期間	新築:13年間(入居年が令和6年以降の「一般住宅」は10年)				
	中古:10年間				
所得制限	制限 合計所得2,000万円以下(改正前:合計所得3,000万円以下)				
床面積要件	50㎡以上(合計所得1,000万円以下の場合、40㎡以上 (令和5年末までに建築確認を受けた新築に限る))				

●住宅の種類と入居年に応じた限度額の設定

住宅種類		入居年	借入限度額	控除期間	控除率
新築	初史住史	令和4年、5年	5,000万円	13年	0.70%
	認定住宅	令和6年、7年	4,500万円		
	フロル淮少エッケウ	令和4年、5年	4,500万円		
	ZEH水準省エネ住宅 	令和6年、7年	3,500万円		
	少工之甘淮凉人分之	令和4年、5年	4,000万円		
	省エネ基準適合住宅	令和6年、7年	3,000万円		
	机分中	令和4年、5年	3,000万円		
	一般住宅 	令和6年、7年	2,000万円	10年	
中古	認定住宅	令和4年、5年、 6年、7年	3,000万円		
	一般住宅		2,000万円		

適用期日等:令和5年以後の入居について、令和6年以後の確定申告・年末調整から適用

●手続きの簡素化

住宅ローン控除適用初年度の確定申告、2年目以降の年末調整時に「住宅借入金の年末残高証明書」提出が不要

完全子法人等からの株式配当等に係る源泉徴収制度の見直し

適用期日等:令和5年10月1日以後に支払いを受けるべき配当等について適用

- ●一定の法人からの株式配当等に係る源泉所得税を廃止次の法人からの配当等については、所得税を課さないこととし、源泉徴収を行わない
 - 1. 完全子法人株式等(株式等保有割合 100%)
 - 2. 配当等の支払基準日において、直接に保有する株式等の保有割合が 1/3 を超える法人

主要規定の延長措置等

適用期日等:令和5年12月31日まで2年延長

- ●居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ●特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ●認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- ●既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除